

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2011/03/30 改訂日: 2024/10/01

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : MIC ペンコゼブ水和剤
整理番号 : AGA10131Ja_09

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 農薬(殺菌剤)
使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

会社情報

供給者の会社名称

三井化学クロップ & ライフソリューション株式会社
国内マーケティング部
東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
T 03-5290-2740 - F 03-3231-1176

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性	皮膚感作性	区分 1
	発がん性	区分 1A
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(甲状腺, 肝臓, 副腎, 神経系, 膀胱, 腎臓, 全身毒性)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1

*記載のないものは区分に該当しない、あるいは分類できない。

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険
危険有害性 (GHS JP) : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)
発がんのおそれ (H350)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (甲状腺、肝臓、副腎、神経系、膀胱、腎臓、全身毒性) (H373)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

- 応急措置 : 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。
(P333+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

他の危険有害性

他の危険有害性

- : 微生物への強い変異原性を有する。

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 混合物
- 化学名 : 亜鉛イオン配位マンガニーズエチレンビスジチオカーバメート混合物
- 別名 : マンゼブ製剤

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
マンゼブ	80.0	(2)-1841,(2)-2127	既存化学物質	8018-01-7
鉱物質微粉、界面活性剤等	20.0			
酸化亜鉛	3.3	-	-	1314-13-2
ヘキサメチレンテトラミン	2.8	(5)-1155	既存化学物質	100-97-0
結晶質シリカ(石英)	0.2	(1)-548	既存化学物質	14808-60-7
ケイソウ土 (SiO ₂)	0.1	-	-	61790-53-2

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐこと。
皮膚は多量の水で洗浄する。
皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合: 医師の診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で数分間注意深く洗うこと。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄すること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合には、医師の診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の診断／手当てを受けること。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
毛布等で保温して安静に保つこと。

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

応急措置をする者の保護 : 救助者は有害物質に触れないよう、適切な保護具を着用すること。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、砂
使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止めること。
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移すこと。
容器、周囲の設備等に散水して冷却すること。
消火活動は、可能な限り風上から行うこと。
消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

非緊急対応者

保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
応急処置 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
漏出物との接触及び吸入を避けること。
応急処置 : 不要な職員を退避させる。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 漏出したものをすくいとり、又は掃き集めてドラム等に回収すること。
浄化方法 : 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止めること。
その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

安全取扱注意事項

接触回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

安全な容器包装材料

技術的対策

容器包装材料

- : 作業所の十分な換気を確保する。
屋内で取り扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。
- : 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
作業場における製品の放出を避けるため、または最小限にするため、技術的に必要なあらゆる措置をとる。
取り扱う製品数は必要最小限にし、ばく露使用者の人数を最小限に抑える。
部屋の排気および全般的な換気を確保する。
個人用保護具を着用する。
危険エリア内の床、壁、その他の表面は定期的に清掃しなければならない。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
皮膚、眼との接触を避ける。
容器を転倒、落下させ、衝撃を加える、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしないこと。
- : 「10. 安定性及び反応性」記載の混触危険物質との接触及び保管を避けること。
- : 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗うこと。手袋等の汚染された保護具を持ち込まないこと。
- : 施設して保管すること。
食品、飲料、動物用飼料とは区別して保管すること。
- : クラフト加工紙袋、はり合わせアルミはく袋等。
- : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。
- : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

マンゼブ (8018-01-7)	
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	[N-[2-[(ジチオカルボキシ)アミノ]エチル]ジチオカルバミン酸-κ S, κ S'] 亜鉛と[N-[2-[(ジチオカルボキシ)アミノ]エチル]ジチオカルバミン酸-κ S, κ S'] マンガンの混合物 # Manganese, [[2-[(dithiocarboxy)amino]ethyl]carbamodithioato(2-)-κ S, κ S']-, mixt. with [[2-[(dithiocarboxy)amino]ethyl]carbamodithioato(2-)-κ S, κ S']zinc
管理濃度	0.2 mg/m ³ Mn として
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
酸化亜鉛 (1314-13-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 2 種粉塵 (結晶質シリカ含有率 3% 未満の鉱物性粉塵, 酸化亜鉛) # Dusts Class 2 (Dusts containing less than 3% crystalline silica, Zinc oxide)

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
許容濃度	1 mg/m ³ 吸入性粉塵 4 mg/m ³ 総粉塵
結晶質シリカ(石英) (14808-60-7)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	結晶質シリカ
許容濃度	0.03 mg/m ³ (吸入性粉塵)
特記事項 (JP)	発がん性分類 1
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
ケイソウ土 (SiO ₂) (61790-53-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 1 種粉塵 (ケイソウ土) # Dusts Class 1 (Kieselguhr)
許容濃度	0.5 mg/m ³ 吸入性粉塵 2 mg/m ³ 総粉塵

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する、屋内で取り扱う場合には、局所排気装置および／または全体換気装置を使用する。
取り扱う場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
呼吸用保護具 : 農業用マスク
手の保護具 : 保護用手袋 (不浸透性)
眼の保護具 : 保護眼鏡、ゴーグル、保護面
皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する、保護帽子、保護服 (不浸透性)、保護長靴等
環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 固体
外観 : 粉末又は水溶性パック入り粉末
色 : 淡黄色
臭い : データなし
pH : 6.54
融点 : データなし
凝固点 : データなし
沸点 : データなし
引火点 : データなし
自然発火点 : データなし
分解温度 : データなし
可燃性 : 可燃性固体の区分には該当しない
蒸気圧 : データなし
相対密度 : 0.246 (見掛け比重)
密度 : データなし
相対ガス密度 : データなし

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
爆発下限界	: 400 g/m ³
動粘性率	: データなし
粒子特性	: 粒径分布: ≤ 45 μm

10. 安定性及び反応性

反応性	: 加熱あるいは酸、水分との接触により徐々に分解する。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 分解して刺激性かつ有害性のフュームやガスを発生する。
避けるべき条件	: 熱。
混触危険物質	: 酸、水分。
危険有害な分解生成物	: 分解時や燃焼時、有害ガスを発生する。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 区分に該当しない
急性毒性 (経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外) (気体) 区分に該当しない(分類対象外) (蒸気) 分類できない (粉じん、ミスト)

MIC ペンコゼブ水和剤	
LD50 経口 ラット	> 2000 mg/kg (雌)
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
マンゼブ	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg
LD50 経皮 ウサギ	> 2000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット (粉じん / ミスト)	> 4.76 mg/L/4h [分類できない]
ヘキサメチレンテトラミン	
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における固体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	GHS の定義における固体である。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	データ不足のため分類できない
LD50 経口	> 20,000 mg/kg
LD50 経皮	> 2,000 mg/kg

皮膚腐食性／刺激性	: 分類できない ウサギ 軽度刺激性 紅斑、痂皮 48 時間後までに消失
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分に該当しない ウサギ 軽度刺激性 結膜発赤及び浮腫 7 日後までに消失

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

呼吸器感作性 : 分類できない

マンゼブ	
呼吸器感作性	データなし。

ヘキサメチレンテトラミン	
呼吸器感作性	職業ばく露において、本物質にばく露された労働者に、喘鳴、重篤な喘息などのアレルギー症状が複数報告されている (EU-RAR (2008)、NITE 初期リスク評価書 (2008)、DFGOT vol. 5 (1993))。EU-RAR (2008) は、全ての症例は複合ばく露であり、他の刺激性・感作性化学物質へのばく露も同時に生じていることから、呼吸器過敏症を本物質と明確に関連付けることはできないとし、本物質を呼吸器感作性物質と結論付けていない (EU-RAR (2008))。以上より、分類できないとした。

結晶質シリカ(石英)	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。

ケイソウ土 (SiO ₂)	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。

皮膚感作性 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
モルモット 陽性

生殖細胞変異原性 : 分類できない

マンゼブ	
生殖細胞変異原性	in vitro での復帰変異試験, 染色体異常試験, DNA 修復試験, マウスでの in vivo 小核試験, ラットでの in vivo 染色異常試験の何れの試験においても陰性を示した。

ヘキサメチレンテトラミン	
生殖細胞変異原性	区分に該当しない。

結晶質シリカ(石英)	
生殖細胞変異原性	区分 2

ケイソウ土 (SiO ₂)	
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。

発がん性 : 発がんのおそれ

マンゼブ	
発がん性	ラットおよびマウスでの発がん性試験において、試験物質の投与に関連した腫瘍の発生はみられていない。

ヘキサメチレンテトラミン	
発がん性	データ不足のため分類できない。

結晶質シリカ(石英)	
発がん性	ヒト及び実験動物での発がん性情報より、IARC は本物質粉じんばく露によるヒト発がん性に対し、「グループ 1」に分類し、他の国際機関による発がん性分類結果としては、日本産業衛生学会が「第 1 群」に (産衛学会勧告 (2015))、ACGIH が 2004 年以降「A2」に (ACGIH (7th, 2006))、NTP が結晶質シリカ (吸入性粒子径) に対して、「K」に分類している (NTP RoC (13th, 2014))。よって、本項は区分 1A とした。

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

ケイソウ土 (SiO ₂)	
発がん性	結晶質シリカについては、IARC でグループ 1 に (IARC 100C (2012))、NTP で K に (NTP RoC (14th, 2016))、日本産業衛生学会で第 1 群に分類されており (許容濃度の勧告 (2016))、区分 1A に分類される。本物質は、区分 1A に該当する結晶質シリカを発がん性区分 1 のカットオフ値 (0.1%) 以上含有していることから、区分 1A とした。
生殖毒性	: 分類できない
マンゼブ	
生殖毒性	ラット 2 世代繁殖性試験, ラットおよびウサギでの催奇形性試験において、生殖能や仔動物への影響はみられていない。
ヘキサメチレンテトラミン	
生殖毒性	ヒトの知見からは本物質投与による生殖発生毒性を示す証拠はないが、胎児移行性が明らかであること、イヌで発生毒性影響がみられていることから、本項は区分 2 とした。
結晶質シリカ (石英)	
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
ケイソウ土 (SiO ₂)	
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 分類できない
マンゼブ	
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	ラットおよびマウスでの試験において、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲において標的臓器を特定できる症状が報告されていない (農薬登録申請資料 (1993)) ため、分類できないとした。
ヘキサメチレンテトラミン	
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (甲状腺, 肝臓, 副腎, 神経系, 膀胱, 腎臓, 全身毒性)
マンゼブ	
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	動物試験において、髄鞘および甲状腺の病理変化、肝細胞肥大、下垂体前葉塩基性細胞肥大、副腎皮質球状層細胞肥大並びに甲状腺重量の増加等が報告されている。 [区分 2 (甲状腺, 肝臓, 副腎, 神経系)]
ヘキサメチレンテトラミン	
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	ヒトにおいて治療に用いた場合、副作用として消化管に対する刺激性のほか、過敏症反応、膀胱及び腎臓に影響がみられることがある。なお過敏反応は全身毒性とした。したがって、区分 1 (膀胱, 腎臓, 全身毒性) とした。
誤えん有害性	: 分類できない

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

12. 環境影響情報

生態毒性

- 水生環境有害性 短期(急性) : 水生生物に非常に強い毒性
藻類の急性データに基づき、区分 1 とした。
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
藻類の慢性データに基づき、区分 1 とした。

MIC ペンコゼブ水和剤	
LC50 - 魚 [1]	3.85 mg/L コイ
EC50 - 甲殻類 [1]	0.65 ミジンコ
ErC50 藻類	0.23 mg/L 緑藻
NOEC 藻類 慢性	0.003 mg/L 緑藻 NOErC (0-72h)

残留性・分解性

MIC ペンコゼブ水和剤	
残留性・分解性	データなし

生体蓄積性

MIC ペンコゼブ水和剤	
生体蓄積性	データなし

土壌中の移動性

MIC ペンコゼブ水和剤	
土壌中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

- オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
推奨製品/梱包処分 : 固体廃棄物については適用法令を遵守する。
管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して
適正に処理すること。
廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託
すること。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受け
た専門の廃棄物処理業者に処理を委託すること。
- 地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 推奨下水処理 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 追加情報 : 空の容器を再利用しないこと。

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

14. 輸送上の注意

UN RTDG に準ずる

国際規制

国連勧告(UN RTDG)

国連番号(UN RTDG) : 3077
正式品名 (UN RTDG) : 環境有害物質(固体) (マンゼブ混合物)
容器等級(UN RTDG) : III
輸送危険物分類 (UN RTDG) : 9
危険物ラベル (UN RTDG) : 9



クラス (UN RTDG) : 9
少量危険物 (UN RTDG) : 5 kg
微量危険物 (UN RTDG) : E1
包装指令 (UN RTDG) : P002、IBC08、LP02
特別包装規定 (UN RTDG) : PP12、B3
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/要件 (UN RTDG) : T1、BK2、BK3
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/特別要件 (UN RTDG) : TP33

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
非該当

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 171
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、5号)
マンガン及びその化合物
変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)
1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1³, 7]デカン
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
マンガン及びその化合物
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)
結晶質シリカ
酸化亜鉛

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

【改正後 令和7年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 13, 7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンをN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

結晶質シリカ(政令番号: 165 の2) (0.3%)

酸化亜鉛(政令番号: 188) (3.3%)

【改正後 令和7年4月1日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 13, 7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン) (2.8%)

N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンをN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ) (80.0%)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) マンガン及びその化合物

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

結晶質シリカ

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

マンガン及びその化合物

毒物及び劇物取締法

: 非該当

消防法

: 非危険物

船舶安全法

: 有害性物質(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)

航空法

: その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)

: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)(管理番号: 258) (2.8%)

N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンをN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)(管理番号: 62) (80.0%)

労働基準法

: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

マンガン及びその化合物

農薬取締法

: 登録番号第 22432 号

じん肺法

: 法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
シリカ

16. その他の情報

水溶性パック入り剤について: 本安全データシートの情報は、内容物のデータに基づくものです。

安全データシート

MIC ペンコゼブ水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

免責条項 当該シートに記載されている情報は現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。含有量、物理的及び化学的性質、危険有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

また、製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負いかねます。

なお、当該シートは本製品にのみ適用され、本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがありますので、ご注意の上、お取り扱い願います。